|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **申請区分** | | | □ 病院・診療所　　　□ 薬局　　　□ 指定訪問看護事業者等 |
| **医療機関コード・薬局コード・訪問看護**  **ステーションコード・介護保険事業者番号** | | |  |
| **医療機関等** | **名称** | |  |
| **所在地** | | 〒 |
| **電話番号** | |  |
| **開設者・指定訪問看護事業者等** | **種別** | | □ 法人 ※裏面の役員名簿への記入が必要　　　□ 個人 |
| **氏名（名　称）** | |  |
| **住所（所在地）** | | 〒 |
| **電話番号** | |  |
| **代表者**  **※ 指定訪問看護**  **事業者等の場合のみ** | **氏名** |  |
| **住所** | 〒 |
| **送付先** | | | □ 医療機関等（病院又は診療所、薬局、訪問看護ステーション等）  □ 開設者・指定訪問看護事業者等　　　□ 代表者  □ その他（　　　　　　　 ） |
| **標榜している診療科名**  **※ 病院又は診療所の場合のみ** | | |  |
| 上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第１４条第１項の規定による指定医療機関の指定を申請します。 　また、同条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。  堺市長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日  　　　　　　　　　申請者  住所（所在地）  氏名（名　称） | | | |

**堺市指定医療機関指定申請書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務処理欄 | 受付印 | 有効期間 | 年　　　　月　　　　日 ～ 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 備考欄 | |

注意　必要事項を記入し、該当する項目に☑を記入してください。

**役 員 名 簿**

注意　記載欄が足りない場合は、別紙により役員名簿を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **氏　　名** | **職　　名** |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

（指定医療機関の指定）

第１４条　第５条第１項の規定による指定医療機関の指定（以下この節において「指定医療機関の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により行う。

２　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

(1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 申請者が、第２３条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(4) 申請者が、第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日（第６号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

(5) 申請者が、第２１条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

(6) 第４号に規定する期間内に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前６０日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

(7) 申請者が、前項の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(9) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第７号までのいずれかに該当する者であるとき。

３　都道府県知事は、第１項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第６３条第３項第１号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

(2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第１８条の規定による指導又は第２２条第１項の規定による勧告を受けたものであるとき。

(3) 申請者が、第２２条第３項の規定による命令に従わないものであるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

注意　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の３８第１項において、難病の患者に対する医療等に関する法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとされています。